

平成23年度事業計画書

自・平成23年4月 1日
至・平成24年3月31日

1. 基本方針

わが会は、区内事業者を対象に、申告納税制度定着のために青色申告の普及活動を引き続き積極的に行う。

また、償却資産税、特別区民税・都民税について説明会、個別指導会を行い、東京都、板橋区の税務行政の健全な運営に資する活動を行う。

さらに、企業経営に必要な社会保険・労働保険等の普及・相談を行うとともに、無料法律相談等を実施し事業経営の発展に役割を果たす。

子供たちを対象に租税教育を推進し、地域社会の健全な発展に寄与する事業を積極的に行う。

2. 事業計画

I 税知識の周知及び指導に関する事業

1. 税知識の周知及び青色申告普及活動

(1) 個人事業者に対する青色申告制度の普及推進に関する事業

イ. 白色申告者・新規開業者を対象に説明会を開催し、青色申告の普及・勧奨を行う。

ロ. 青色コーナー

確定申告期間中、役員を中心に税務署内の青色コーナーに出張し、青色申告の普及・勧奨に努める。

(2) 正しい申告明るい納税推進宣言の街（業種）活動

区内主要商店街（19商店街）並びに業種及び三師会（歯科医師会、医師会、薬剤師会）代表と署幹部との連絡協議会を9月と1月に実施し、納税協力思想の高揚に努める。

(3) 「税を考える週間」行事

税の使途、税務行政の現状等の内容で講演会を開催し、幅広い税知識の普及向上を図る。

(4) 租税教育の推進

イ. 板橋租税教育推進協議会の活動に参画し、租税教育の推進に努める。

ロ. 「板橋区民まつり」の当会専用テントで、小、中学生を対象に「税金クイズ」を行い、租税教育の一端を担う。

2. 広報活動

イ. 区民を対象にした「青色申告会まめ新聞」を毎月発行する。（430号～443号）

ロ. 商店街や、歯科医師会、医師会、薬剤師会、理容、美容、すし、日本そば等の業種向け「青色申告会情報誌かわら版」を年2回発行する。（67号～68号）

ハ. 会員向け広報誌「青色だより」を毎月発行する。（430号～443号）

ニ. 適時適切な、チラシ・パンフレット等を作成するとともに、ホームページを通じて情報提供を行う。

3. 指導活動

イ. 23年新規青色申告者対象の説明会、個別指導会を開催する。（4月）

欠席者には事業所に伺い指導する。毎月指導を行い、自計可能まで指導する。

- ロ. 通常の記帳（簡易簿記）ができる者には、複式簿記の指導を行う。
- ハ. 決算指導
 - 1 2月に決算指導説明会を開催する。
 - 1月に申告指導説明会を開催する。
 - 2～3月に個別指導を行う。
- ニ. 専従者及び従業員の源泉徴収、年末調整事務指導会を開催する。
- ホ. 記帳あるいは会計ソフトの受託指導がある場合には、自計可能になるまで指導する。
- ヘ. 消費税課税事業者については完全記帳の指導に努める。
- ト. 国税、都税及び区民税等の振替納税を勧奨する。
- チ. 都税事務所と提携し、償却資産税の申告の仕方について、指導会、説明会を開催し、納税者の適正な申告に資する。
- リ. 国税のイータックス、都税のエルタックス利用促進を目的とした指導会、説明会を開催し、納税者の効率的な申告を推進する。
- ス. 納税者対象に、幅広い税に関する相談に対応する、税理士による相談会を実施する。
- ル. 青色申告に必要な帳簿の販売と、事業者のOA化に対応する会計ソフトを斡旋することにより、記帳指導業務の一体化を図り、事業者の利便性と正確な記帳に寄与する。

II 地域社会の健全な発展及び事業経営の発展に関する事業

(1) 相談・講習会等

- イ. 弁護士による無料法律相談を随時行う。
また、税理士部会の協力により、税務相談に対しては無料相談券の活用を普及する。
- ロ. 事業経営、生活の向上、安定に役立つ「経営」「労務」「法律」「健康」「趣味」等をテーマに講習会を適時開催する。（東商板橋支部等と提携他 年3～4回実施）
今年度は「不動産賃貸業セミナー」「不況を乗り越える経営」「元気の出る商店街活動」等のテーマで開催する。
- ハ. 区役所の産業経済部と提携して経営改善事業の活用をすすめる。
- ニ. 「板橋区民まつり」に引き続き参加して、当会専用テントで、パンフレット配布等を通じて税に対する関心を高める活動を行う。（前夜祭の阿波踊り100名参加）
- リ. インターネットを活用し、当会のホームページで、税務・経営等に役立つ情報を幅広く提供する。

III 各種共済制度及び各種保険制度の加入促進及び福利厚生に関する事業

- イ. 企業や従業員を守る労働保険の普及を推進するために、区民及び宣言の街（業種）等に広報し、事務代行件数の拡大を図るとともに、都内唯一認可を受けている「一人親方事務組合」についても他区の青色申告会にPRし、代行件数の拡大を行う。
- ロ. 事故や将来の生活安定に備えるため、各種保険（傷害、火災、自動車、年金、所得補償、がん、医療、生保等）の更なる普及拡大を図る。
- ハ. 区内3郵便局（板橋・北・西）の簡易保険団体集金受託業務の拡大を図る。
- ニ. 小規模企業共済制度、中小企業退職金共済制度、中小企業倒産防止共済制度は、税制面で大きなメリットがある制度なので、幅広く広報活動をし、更なる普及拡

- 大を図る。
- ホ. 国内、海外旅行の斡旋を行う。
- ヘ. 東青連「生命共済」の加入勧奨を行う。
- ト. 当会価額による葬儀の「生前予約」の普及を行う。
- チ. 「仲間取引」の推奨を行う。
- リ. 「社交ダンス」「健康吹き矢」などで、健康増進を図る。

IV 会勢拡大運動の展開と組織の充実強化に関する事業

(1) 会勢拡大に関する事業

年間を通じ会勢拡大を推進するとともに、組織の確立している商店街・業種組合（医師会、歯科医師会）等に入会勧奨を行う。

(2) 組織の充実強化に関する事業

- イ. 会活動を円滑且つ効果的に行うには組織の充実が要請されるので、役員理解のもと風通しのよい組織づくりに力を尽くしていく。
- ロ. 役員集金業務の負担を軽減し、情報伝達の円滑化を図る。
- ハ. 各ブロックまたは支部単位で役員会を少なくとも年3回は開催する。

V 友誼団体等との連携・親睦に関する事業

板橋税務関係六団体はじめ、東京商工会議所板橋支部等の主催する行事等に参加し、各団体との協調、連携を深める。

VI その他

- (1) 公益法人制度改革に伴い、公益社団法人認定の申請を行う。
- (2) 正・副会長会（毎月開催）・常任理事会（年3回5・8・11月）・理事会（原則、毎月9日）・委員会（年3回）・ブロック会議（年3回）を開催する。

当会が更に幅広く公益活動を行うために会員のご理解ご支援をお願いいたします。また、当会の事業が効率的に進展するために、東京税理士会板橋支部をはじめ税務関係団体等のご指導ご支援を仰いで参りたい。